

21 世紀超高令社会への提言

— 高令者とともに生き

ともに楽しむ社会を目指して —

昭和 57 年 11 月

社団法人 関西経済同友会
社会福祉委員会

21世紀前半には、国民の4.5人に1人が65才以上の高令者で占められるという未知の“超高令社会”が到来する。それは、わが国経済・社会のありように様々な変化をもたらし、年金や医療を初めとする福祉制度に大きな衝撃を与えるだろう。

21世紀は、目前に迫っている。残された時間は長くはない。いまこそ、国民の意識を変え、社会の仕組みを見直し、行政のあり方を再検討して、超高令社会に備えるべき時機である。

高令者という新しいタイプの“団塊”が、社会の大きな勢力となる21世紀には、社会のあり方そのものが、この人々の生きざまのいかんにかかってくる。わが国が、先進国病への道を避け、公正で活力に溢れた社会を形成するためには、これら高令者を厄介視したり、逆に過保護の対象とすることなく、社会の中に正しく位置づけなければならない。

そのためには、高令者をもっぱら国の福祉制度に任せるという考え方から脱却し、国の福祉領域はナショナルミニマムの確保に止め、企業、個人、家庭及び地域社会など社会の広範な層それぞれが相たずさえて、高令者の福祉を支える主体であることを明確にしなければならない。

(1) 国は、今日もっとも差し迫った問題である公的年金制度と医療制度の改革に、ただちに着手すべきである。

公的年金制度については、世代間の公平な負担という観点から、支給開始年令、給付水準、保険料率の三者を一括して見直し、国民の合意の下に長期・安定的な制度を確立すべきである。

医療制度については、出来高払いによる現行の医療費支払い方式を、たとえば立替払い方式などの適正な方法に改めて、医療費総額の膨張を抑制すべきである。

(2) 改革に当っては、年金や医療を別々に見直すのではなく、各種社会保障制度間の重複を避け、有機的連繫を図るとともに、さらに税制や雇用政策など福祉に関連するあらゆる経済・社会政策を統合した、効率的で整合性のある総合福祉システムを整備しなければならない。

このような改革を確実に進めるために、第二臨調基本答申で提言された年金問題担当大臣を早急に定め、それを契機にして、具体的な改革案とタイムスケジュールとを国民の前に明らかにしなければならない。

(3) 企業は、高令者を通常の雇用体系の中に積極的に取り込むことを長期的理念として固め、21世紀には、少なくとも55才から64才までの高令前期層の雇用機会の確保に、全力をあげるべきである。

(4) 高令者自身が、働ける間は働くことによって自立し、心身ともに健やかに老いるよう努力すべきである。同時に、すべての個人は、できるだけ若い時から自助・自立の精神に基づく自らの生涯設計を立てることが望ましい。

(5) 長い老後の生活を物心ともに支えるものとして、家庭や地域社会の重要性を再認識し、ヒューマニズムに溢れた新しい家族制度や地域社会を再構築すべきである。そのためには、たとえば老人扶養控除の金額・対象両面の拡大や相続税制の見直しによって、老親との同居にインセンティブを与えるとともに、固定資産税の軽減制度を設けて三世代同居用住宅の建設を促すなど、家庭や地域社会の再強化の誘い水となる税制措置が検討されなければならない。

(6) 最後に、公正で活力ある超高令社会を形成する上で、不可欠の三つの課題を示しておきたい。

第一は、“適度の経済成長”である。社会の活力を維持し、高令者の雇用機会を確保するためには、適度の成長の持続が欠かせない。

第二は、“不公平税制の解消”である。国民の真摯な勤労意欲を損う不公平税制を、ただちに解消しなければならない。

第三は、“インフレの防止”である。インフレの防止は不変の政策課題であるが、とりわけ、個人の自助努力を基本とする超高

令社会にあって、その重要性はますます高まる。

政策当局は、これら三つの課題を厳しく受けとめ、その実現に
全力を傾注することを望みたい。

I. 新たな課題、超高令社会

——われわれの問題意識——

福祉を見直そうとする声が強い。与えられる福祉から、自ら育てる福祉への方向転換が叫ばれている。公的年金制度が抜本的に改正され、福祉元年と呼ばれた昭和48年からおよそ10年を経過した今日、福祉を巡る議論は180度向きを変え、10年前とは隔世の感がある。

福祉がこれほど大きく問い直されることになった原因は、経済成長力の低下と、急速かつ高水準の高令社会への移行という環境の激しい変化にある。厚生省人口問題研究所の昭和56年推計（中位推計）によれば、現在11人に1人の65才以上の高令者数は、2001年には6.5人に1人、2015年には4.5人に1人というように、今後わが国は急速に超高令社会へ移行する。

戦後のわが国は、恵まれた内外の諸条件と官民の真摯な努力とに支えられて、経済的に豊かで効率のよい社会を建設することができた。しかし将来に目を転じると、資源・エネルギー問題や国際経済秩序の変化に加え、超高令社会という未知の世界に踏みいろうとしている。

国民の4.5人に1人におよぶ高令者という巨大な団塊がどのような境遇にあるかは、社会のあり方そのものを大きく左右するこ

とになるだろう。高令化の進んだ西欧各国は、この問題の解決策をもっぱら社会保障の充実に求めたが、しかしその結果は先進国病という形に終わった。手厚い福祉給付が個人の自助努力を低下させ、貯蓄率と設備投資の減少を招き、経済を硬直化させるとともに、重い税・社会保険負担が労働意欲を減退させた。

ひるがえってわが国の現状をみると、すでに各種の福祉制度が万遍なく揃い、年金や医療の給付内容も西欧の福祉先進国とほとんど遜色のない水準に達している。にもかかわらず、現在わが国が低負担に止まっている理由は、高令化の度合いがまだ相対的に低く、福祉を支える生産年齢人口の割合が大きい上、年金制度の歴史が浅く、未成熟なためである。しかし今後は、人口の高令化と制度の成熟化につれて、必然的に高負担が顕在化してくる。現在10%程度の国民所得に占める社会保障負担率は、今後急速に上昇し、このままでは西欧諸国の現在の水準である20%前後（租税負担率を含めると50%前後）を21世紀前半には超え、それにつれてわが国経済・社会の相対的に優れたパフォーマンスが大きく影響を受けるものと予測される。

このような反省を踏まえ、わが国が先進国病への道を回避するためには、国の福祉制度の見直しが是非とも必要である。同時に、民間においても国民一人一人が福祉制度の限界を認識した上で、自助・自立を基本とする生涯にわたる充実した生活の実現に努め

なければならない。そして、福祉を支える主体は単に国だけでなく、企業、個人、家庭、地域社会などにおよぶ広い層であることを自覚し、それぞれの層がそれぞれ役割と責任とを果すことによって、高令者を社会の中に対等な一員としてビルトインさせなければならない。

通常、“福祉社会”の建設という言葉が使われているが、高令者福祉をもっぱら国の福祉制度に委ねるという響きの強いこの言葉を避け、われわれがあえてこれを“超高令社会”と呼び、福祉実現のための社会の各層の役割と責任とを、以下に明らかにしていこうとする理由はここにある。

Ⅱ．高令者とともに生きともに楽しむ社会を目指して

—— われわれの提言 ——

1. 国民に信頼される長期的かつ総合的福祉システムの速やかな 確立

—— 国 の 責 任 ——

国は、今日焦眉の課題である公的年金制度と医療制度改革に時機を失することなく、ただちに着手すべきである。その上で、国のリーダーシップの下に、個人の自助努力と民間の活力とに基礎をおいた、将来に期待のもてる効率的な福祉システムを早急に確立しなければならない。

わが国は、官民一体となって、西欧諸国の苦い経験を貴重な教訓として、先進国病への道を避けるという強い決意を固めなければならない。

今日もっとも差し迫った問題は、公的年金と医療制度の抜本的改革である。

国は、将来満足な年金給付が受けられないのではないか、という国民の漠然とした不安を一掃させるためにも、公的年金制度の現状と将来とに関するすべての情報を国民の前に開示し、来たるべき超高令社会に対処しうる改革案とタイムスケジュール

ルとを明らかにしなければならない。

われわれは、国の福祉領域をナショナルミニマムの確保に止め、それを超える部分は個人をはじめ民間の各分野の自助努力に任せることを明確にすべきであると考えます。問題は、時代により階層により求める水準が異なるナショナルミニマムを、どこに設定するかであるが、それは、給付水準からではなく、世代間の公平な負担という観点から決定すべきである。

この点に立脚すれば、公的年金制度改革の最大の課題は、受益と負担との関係をいかにバランスさせるかということになる。制度間格差や男女間格差の是正、あるいは基礎年金構想の是非の問題なども、この基本的枠組みを国民の納得のいく形で確立しないかぎり、真剣な討議の場に引き出せないと思われる。

国は、国民の合意に基づく支給開始年令、給付水準、保険料率の三者の相関連した水準を早急に確定し、その目標に向けて段階的に改革を進めるべきである。

われわれは、高福祉・高負担の道を避ける厚生年金の保険料率の目安として、現在の西ドイツの水準である標準報酬月額 18.5% （平均4ヶ月のボーナスを考慮すれば、わが国の場合は 24.5% に相当する）を少なくとも上限と考えたい。

さらに、医療保険制度については、現行の出来高払いによる医療費支払い方式を、たとえば立替払い方式などの合理的な方

法に改めて、医療費総額の際限のない急膨張を抑えるべきである。そしてより根本的には、プレケアやプライマリーケアを整備し、国民の健康を守る環境をつくるとともに、国民自らも健康の保持に努力することが重要である。

これら年金や医療制度の改革は、各種社会保障制度間の有機的連繋と、同時に、福祉に関連するあらゆる経済・社会政策を統合した総合福祉システムの確立という観点に立つものでなければならない。

公的年金制度や医療保険制度が、財政危機に晒されているという議論だけでは、いたずらに国民の不信感を募らせるばかりである。今日、国にもっとも欠けているのは、中長期の政策展望とそれに基づく指導性の発揮である。問題の本質を糊塗し、目先の解決を図ろうとするがごとき対策の羅列は、国民に将来への判断を誤らしめることになる。国は、第二臨調基本答申で提言された年金問題担当大臣をただちに定め、それを契機として、福祉制度の本格的な改革に真剣に取り組むべきである。

2. 高令者のもてる力の積極的活用

—— 企 業 の 責 任 ——

企業は、高令者を、ともに働く仲間として、各人の能力と適性とに応じ、通常の雇用体系の枠の中に積極的に組込むべきである。とりわけ、高令前期と呼ばれる**55才から64才**までの層の雇用機会については、**21世紀**には企業が全力をあげて確保すべきである。

高令前期層の雇用問題は、超高令社会に軟着陸する上でもっとも重要な課題の一つであり、企業の今後の人事・労務政策に大きなインパクトを与えるだろう。個人の側からみれば、職業生活は単に経済面の支えとなるだけでなく、社会への参加意識を保持し、仕事を通して自己実現を図りうることから、精神面の支えとしての意義も極めて大きい。

最近の各種雇用調査によれば、民間企業は、定年延長の法制化を排除しつつも、将来の導入が決定しているものを含めると、定年年令を**60才以上**とすることが、今や主流となりつつある。定年延長の他にも、再雇用制度や高令者専門の受け皿会社の設立など、多様な方策によって高令者の雇用機会を拡大させてきている。

しかし、民間企業のこうした努力が広く浸透しつつある半面、55才以上年令層の相対的に高い失業率が、超高令社会への入口である現段階において、すでに大きな問題になってきている。本格的な超高令社会における高令者の雇用確保が、いかに困難な課題となるかを予想させて余りあるといえる。

この問題の解決のためには、高令者雇用についての考え方を抜本的に転換せざるをえない。働く意志と能力のあるかぎり、働くことによって自立することが、個人の責任であるのと同じく、65才以上の高令者が団塊と呼ぶに相応しい巨大な存在となる21世紀の超高令社会にあっては、企業は少なくとも高令前期層の雇用機会の確保に全力をあげるべきである。

高令前期層の雇用確保に企業が多大の努力を払うことは、従業員を甘やかすことではない。むしろ、高令者が若年層と同じ土俵の上で努力し合う条件を整備することである。

企業の生産性の維持向上を図る立場から、高令者の能力を最大限に活かすために、労使が相協力して、組織や職務体系を見直し、地位や名誉に対する考え方を改め、高令者を取り込むに相応しい企業風土を育てていくべきである。今日の“日本の成功”を支えてきた労働慣行は、その意義を正しく評価しなければならないが、未曾有の超高令社会には一部手直しも必要になるだろう。とくに、年功序列制については、能力と適性とをより重

視した考え方に転換すべきである。

このようにして企業が高令者を取り込むことが、労働コストの上昇と生産性の低下とを招来する場合には、たとえばマイクロエレクトロニクスなどの技術革新を梃子とするなど、それぞれの業種・業態に応じて合理化を進め、これを吸収しなければならない。万一どうしてもコスト増が避けられない場合には、給与体系の見直しなど、労使の対話の中で合理的に費用を負担し合っていくべきである。

社会の高令化は、同時に労働人口の高令化と若年労働力の不足を招く。低コストの若年労働力の大量・安定的な流入を前提とした雇用体系は成り立たなくなる。企業は、超高令社会を先取りして、積極的に高令者を活用することが、これからの企業存立に不可欠であることを銘記すべきである。

さらに、企業内福祉についても今後は個人の自助努力を抽き出し、それを企業が援助するという視点に立って、制度を整備していくべきである。企業年金や財形個人年金の広範な普及を図るために、退職一時金に較べ税制上不利な扱いを受けている企業年金の課税方法の見直しが求められるとともに、財形個人年金の税制優遇措置の一層の充実が望まれる。

3. 健やかに老いる努力

—— 個人 の 責任 ——

高令者は、社会の対等な一員として積極的に社会を支えていくために、自立する気概をもち続けるべきである。同時にすべての個人は、できるだけ若い時から自助・自立の精神に基づく生涯設計を立てることが望まれる。

高令者自身がまず心身ともに健やかに老いる努力をすべきである。自らの稼得所得によって経済的自立を図るとともに、依存心を捨て柔軟な思考を維持し、周囲と協調することによって、精神的自立を図らなければならない。

どのような老後を送るかは独り高令者だけの問題に止まらない。若年層を含めたすべての個人の問題である。生き甲斐のある健やかな老後は、若い時からの周到な準備によって初めてもたらされる。

長寿時代を迎えて、昔とは較べものにならない長い老後を自己の力で生き抜くためには、できるだけ若い時から生涯設計を立てるべきであり、われわれは30才台からの生涯設計が必要であるとする。

生涯設計は職業や貯蓄などの経済的側面だけでなく、教育や

趣味・人生観などの知的生活の側面にも広げることが必要である。そのためには、単に知識を詰め込むだけの学校教育ではなく、個人の義務と責任とを自覚させる人間教育が重要となる。同時に企業内教育や市民講座、新聞・ラジオ・テレビなどのマスメディアによる社会教育においても、若年からの生涯設計のニーズに応え、その方法論の開発と普及に力を入れることが望まれる。

4. 家族の絆の再強化

—— 家庭の責任 ——

高令者の能力の衰えを最初に支えるのは、家族であるべきである。家族が本来もっている連帯の力を呼びもどして、超高令社会を支える一本の太い柱とする必要がある。

高度成長時代のわが国は急速に先進国への道を歩んできたが、その過程は、同時に家族の絆の弱体化の道でもあった。わが国の家庭が従来果たしてきた高令者扶助の役割の多くは、公的部門の責任とされ、福祉施設などに任せようとする傾向が続いてきた。

しかし、家庭は最初で最小の社会的単位であり、家庭が弱体化した社会もまた、脆弱な存在とならざるをえない。われわれは、このような認識の下に、全員が自己実現を図りうる対等な関係に立った、新しい家族制度の上に、家族が互いに協力し合う、ヒューマニズムに溢れた温かい家庭を再構築すべきであると考ええる。

もとより、時代の変遷の中でこのような考え方を定着させるためには、公的施策も必要である。形を変えた国の負担の拡大であってはならないが、たとえば老人扶養世帯に対してはある程度の税

制上の優遇措置を講じて、家庭の相互扶助機能の強化の誘い水とすることが望ましい。国は高令者施設を拡充するだけでなく、老人扶養控除の金額および対象の拡大や相続税制の見直しを通じて、老親との同居にインセンティブを与えるべきである。また、老親との同居の上で障害となっている住宅については、固定資産税の軽減措置や借入金利息の所得税控除扱いなどによって、三世代同居用住宅建設を促進することが望まれる。

5. 地域連帯意識の再生

——地域社会の責任——

地域社会がかつてもっていた相互扶助機能を再生させ、超高令社会に相応しい地域社会を復活させるべきである。

家族の絆の再強化の必要性を述べたが、しかしそれだけでは、高令化の進展に伴って生じる独り暮らしの高令者、とりわけ高令女子の単独世帯の必然的な増加によって惹き起こされる問題の解決はむずかしい。ここに、地域社会の機能をもう一度見直さなければならない理由がある。

かつて、地域社会は住民の相互扶助機関としての役割を担ってきたが、戦後の都市化の進展の中で、その機能は大きく後退してしまった。

しかし、職業生活を退いた高令者にとって、地域社会は外部世界とのもっとも身近な窓であり、自らの人生経験を地域社会の中で活かすことによって、生き甲斐を生むことができる。とりわけ独り暮らしの高令者は、地域社会の相互扶助機能に支えられて、自活への意欲が生まれ、精神的空白を埋める道が開けてくる。

地域社会の機能を蘇生させるには、学校教育が行なっている

郷土の学習を延長して、子供の時から地域社会との連帯感を涵養していくことが必要になる。

さらに、高令者の経済的自立を促す方策として、死後不動産を自治体に帰属させることを条件に、生前金銭や各種のサービスを受けるいわゆる武蔵野方式は、資産はあるがフローの収入のない高令者や、とくに肉体的な障害で自活のできない独り暮らしの高令者に有益な仕組みであり、全国の自治体がこの方式を活用することが望まれる。

Ⅲ．お わ り に

——三つの基本的課題——

21世紀の超高齢社会を公正で活力ある社会とするため、われわれは福祉を支える各層の役割と責任とを述べてきたが、最後に、これら各層の努力を実りあるものとする上で、欠くことのできない大前提として三つの条件をあげ、政策当局に対し、今後の政策運営の最優先課題として、真剣に取り組む、その実現に全力を傾注することを望みたい。

第一は、“適度の経済成長”である。高齢者の雇用を維持し、経済・社会の活力を失わないためには、適度の成長を持続させなければならない。その意味で、短期的な施策はもとより、中・長期的な経済パフォーマンスをいかに確保するかという観点に立った政策運営が望まれる。

第二は、“不公平税制の解消”である。国は、国民の真摯な勤労意欲を減殺させかねない不公平税制の解消に速やかに着手すべきである。

第三は、“インフレの防止”である。インフレの防止は、いうまでもなく不変の政策課題であるが、超高齢社会においてその重要性はますます高まる。個人の自助・自立に基盤をおく超高齢社会にあって、個人の自助努力を根底から覆してしまうインフレを、国は絶対に阻止しなければならない。

以 上

昭和57年度 社会福祉委員会常任委員会名簿

委員長	林 輝 達	住友信託銀行	専 務
副委員長	平 生 舜 一	竹 中 工 務 店	常 務
〃	臼 井 剛	住友生命保険	取締役
〃	井 上 礼 之	ダイキン工業	取締役
常任委員	遠 藤 浩	大 阪 ガ ス	常 務
〃	口 村 茂 一	日立造船不動産	社 長
〃	大 嶋 正 道	日 本 興 業 銀 行	大阪支店長 大副支店
〃	酒 井 宏	酒 井 鉄 工 所	常 務
〃	宮 崎 誠 司	住友電気工業	法務室長
〃	武 藤 武 弘	大 和 銀 行	取締役
〃	山 田 毅 一	カネボウ綿糸	社 長
〃	吉 田 互	東 洋 紡 績	人事部長
〃	渡 辺 富 夫	ニ チ イ	相談役
スタッフ	西 都 庄 次	住友信託銀行	調査役補
〃	須 永 邦 彦	竹 中 工 務 店	企画室企画部 専門課長
〃	平 本 悦 二	住友生命保険	社会保険課長
〃	上 町 晴 男	ダイキン工業	労政課長

昭和56・57年度 社会福祉委員会活動状況

日 付	会 合 ・ ゲ ス ト	テ ー マ
56 年度 5 月 6 日	正 副 委 員 長 会 議	
7 月 24 日	講 演 会 経済企画庁官房企画課課長補佐 八 代 尚 宏 氏	「活力ある福祉社会の建設をめ ざして －福祉政策の経済効果を解明 する－」
9 月 21 日 (共 催)	講 演 会 京都大学助教授 西 村 周 三 氏	「政府とは何か －医療保険財政と医療費の決 定要因について－」
10 月 28 日	講 演 会 一橋大学助教授 高 山 憲 之 氏	「高令化社会を乗り切る年金制 度改革の視点 －不平等の経済分析－」
12 月 14 日	講 演 会 厚生年金基金連合会理事長 曾根田 郁 夫 氏	「公的年金の将来と改革の方向」
2 月 16 日	常 任 委 員 会	
57 年度 5 月 10 日	正 副 委 員 長 会 議	
6 月 14 日	講 演 会 京都大学経済研究所教授 小 池 和 男 氏	「日本型福祉と雇用問題」
7 月 21 日	講 演 会 全日本労働総同盟政策顧問 佐々木 孝 男 氏	「社会福祉と雇用問題 －中長期的視点から－」
8 月 23 日	講 演 会 一橋大学教授 野 口 悠紀雄 氏	「行財政改革を考える －短期的政策と長期的政策を どう調和させるか－」
9 月 17 日	講 演 会 一橋大学教授 江 見 康 一 氏	「20年後の日本人の生活を描く －人生 8 0 年時代における価 値観と社会保障－」
10 月 6 日	正 副 委 員 長 会 議	
10 月 18 日	常 任 委 員 会	

